

契約締結前の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約について、岡山県財務規則第149条第2項第2号の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月10日

岡山県倉敷児童相談所

- 1 物品又は役務の名称及び数量
令和8年度岡山県倉敷児童相談所庁舎清掃業務委託
824.442 m²
- 2 契約条項を示す場所
岡山県倉敷児童相談所
- 3 契約の相手方の主な選考基準
 - (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に掲げる「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体、若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」であって、当該業務に使用される者が主として同条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの並びに寡婦であること。
 - (2) 業務遂行に必要な技術、人員、信用、設備及び実績等を有すること。
 - (3) 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く法人等であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 契約の相手方の決定方法
「3 契約の相手方の主な選考基準」を満たし、期限までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- 5 見積書の提出期限
 - (1) 提出先 岡山県倉敷児童相談所
 - (2) 提出期限 令和8年3月23日（月）午後5時
 - (3) 提出方法 持参
- 6 その他
本事業は、令和8年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会において議決されることを条件に実施するものである。
- 7 問合せ先
業務委託仕様書の交付等については、下記の契約担当課までお問い合わせください。
〒710-0052 倉敷市美和1-14-31
岡山県倉敷児童相談所 総務担当
電話(086)421-0992 FAX(086)421-0990